

新指定文化財を紹介します

★文化財保護課 ☎1186

4月1日に、民俗文化財1件、有形文化財1件、史跡1件の計3件が新しく本庄市指定文化財に指定されました。



小笠原信之の墓

小笠原信之は酒井忠次の三男で、徳川家康に仕えていました。小笠原信領の娘を娶い養嗣子となり、家督を継いで一代本庄城主となります。本庄城主として中山道の整備など本庄宿の発展の礎を築きました。その後は古河に転封となり、その地で死去しましたが、開善寺（中央一丁目）に葬られました。



絹本着色清拙正澄画像

清拙正澄は鎌倉時代末期に中国の元より渡来した禅宗僧で、鎌倉建長寺・円覚寺、京都建仁寺・南禅寺などの住職を務めました。開善寺（中央一丁目）と深いつながりのある飯田市の開善寺の開山でもあります。この清拙正澄画像は、開善寺所蔵のもので、中世後期の優れた作品として極めて重要な文化財です。



児玉上町の山車

明治時代中ごろ、秩父の宮大工の手により完成したものです。東石清水八幡神社の例大祭の附祭りで曳き廻すために造られました。秩父型屋台と江戸型人形山車の特徴を組み合わせた山車の形式であり、秩父地方と児玉地方の結びつきを示しています。本市の民俗学上貴重な文化財です。

本庄市郷土叢書第3集『本庄市の武蔵武士』を刊行しました

児玉党は古代末期において武蔵国児玉郡を中心に分布した武蔵七党の一つです。治承・寿永の内乱期に華々しい活躍をし、坂東武者として名を馳せて、全国各地に一族が広がっていきました。

しかし、その後の内乱や各地への移住などにより、次第に歴史のかなたへと消えていきました。本書は児玉党一族の活躍とその後について調査研究し、本庄市郷土叢書第3集として刊行しました。

本庄市郷土叢書第1集『本庄市の養蚕と製糸』と 本庄市郷土叢書第2集『本庄市の鎌倉街道と中山道』を増刷しました

- 『本庄市の武蔵武士』体裁 本文52ページ
- 『本庄市の養蚕と製糸』体裁 本文26ページ
- 『本庄市の鎌倉街道と中山道』体裁 本文56ページ

価格 各500円 頒布場所 文化財保護課（市役所4階）



市民税・県民税のお知らせ

★課税課☎1123

市民税・県民税の納税方法

普通徴収

自営業者などが個人で納税する方法です。納期は4回(6月、8月、10月、翌年1月)。

給与からの特別徴収

個人住民税を毎月の給与から天引きし、事業主が納税する方法です。納期は12回(6月から翌年5月まで)。

公的年金からの特別徴収

対象者は、原則4月1日現在65歳以上で、年額18万円以上の公的年金受給者のうち、介護保険料が公的年金から特別徴収されていて、平成26年度に市民税・県民税が課税になる人です。

なお、平成25年度年金特別徴収対象者で平成26年度も対象となる人は、平成25年度に通知済の仮特別徴収税額が引き続き年金から天引きされます。納期は3回(4月、6月、8月)。

市民税・県民税の

納税通知書を発送します

5月中旬に給与特別徴収の納税通知書を事業所へ、6月上旬に普通徴収の納税通知書を納税義務者へ発送する予定です。

給与・公的年金等以外の

所得がある場合

給与・公的年金等以外(平成26年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第一表の『給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択』欄にある、「自分で納付」の部分にチェックすることにより普通徴収で納めることができます。申告書の控えをご確認ください。

市外に住んでいる家族を

扶養している場合

扶養対象者の所得について住所地の市区町村に照会をし、扶養できるかどうかを確認しています。

なお、住所が不明などの理由で確認できない場合は、申告者に問い合わせをします。

申告書の内容を確認し、

訂正を行います

市では、納税通知書を発送する前に、税務署で申告した

人の申告内容のうち、次の各項目について確認し、必要に応じて訂正しています。

- ・扶養にできない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている
- ・申告書の計算が誤っている
- ・申告書の記載に不備がある
- ・申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が異なる
- ※申告書の内容について、申告者に問い合わせをする場合があります。

市民税・県民税の均等割について

東日本大震災の復興に係る関係法令の制定に伴い、本市において緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、個人の市民税の均等割の税額を500円加算し、3,500円とし、県でも同様に県民税の均等割の税額を500円加算し、5,000円とします。

忘れていませんか!!市民税・県民税申告

申告を済ませていない人は、速やかに申告をお願いします。

平成26年度(平成25年分)所得・課税証明書の交付は6月上旬の予定です

所得・課税証明書を交付できる人は次の①~④に該当する人です。該当しない人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付できません。収入がない人、家族の扶養になっている人も同様です。

- ①市民税・県民税の申告をした人
 - ②確定申告をした人
 - ③勤務している会社などから給与支払報告書が市へ提出されている人
 - ④年金支払元から年金支払報告書が市へ提出されている人
- ※申告後、市民税・県民税の税額を決定します。決定後、所得・課税証明書が交付できます。なお、税額の決定については、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

